

2026年5月7日

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める書面)

吸収合併存続会社: 株式会社スマレジ

吸収合併消滅会社: 株式会社ネットショップ支援室

吸収合併に関する事後開示事項

大阪府中央区本町四丁目2番12号
株式会社スマレジ
代表取締役 宮崎 龍平

株式会社スマレジ(以下「スマレジ」といいます。)と株式会社ネットショップ支援室(以下、「NSS」といいます。)は、スマレジを吸収合併存続会社、NSSを吸収合併消滅会社として2026年2月13日付で両社の間で合併契約書を締結し吸収合併を行いました。

本吸収合併に関する、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定めるに定める事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日(会社法施行規則第200条第1号)

2026年5月1日

2. NSSにおける次に掲げる事項(会社法施行規則第200条第2号)

①会社法第784条の2に規定による請求に係る手続の経過

スマレジは合併契約締結時においてNSSの特別支配会社でありましたが、本吸収合併手続は法令または定款に違反する事実はなく、NSSまたはスマレジの財産の状況その他に照らして不当な事実はなかったため、該当する手続は生じていません。

②会社法第785条に規定による手続の経過

NSSは、会社法第785条第4項の規定に基づき、同社の株主に対して、法定の期間までに公告を行いました。同条第1項の規定による株式の買取請求を行なった株主は存在しませんでした。

③会社法第787条に規定による手続の経過

NSSは新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

④会社法第789条に規定による手続の経過

NSSは、会社法第789条第2項および第3項に基づき、2026年2月27日に官報への公告し、同日付で知れたる債権者へは個別に催告を行いました。同条第1項の規定による異議を述べた債権者は存在しませんでした。

3. スマレジにおける次に掲げる事項(会社法施行規則第200条第3号)

①会社法第796条の2に規定による請求に係る手続の経過

本吸収合併手続は、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易合併に該当し、これに反対する株主は存在しなかったため、該当する手続は生じていません。

②会社法第797条に規定による手続の経過

本吸収合併手続は、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易合併に該当し、これに反対する株主は存在しなかったため、該当する手続は生じていません。

③会社法第799条に規定による手続の経過

スマレジは、会社法第799条第2項および第3項ならびに定款第6条(公告方法)の規定に基づき、2026年2月27日に官報及び電子公告において債権者に対する公告を行いました。同条第1項の規定による異議を述べた債権者は存在しませんでした。

4. 吸収合併によりスマレジに移転したNSSから承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第200条第4号)

スマレジは、本合併の効力発生日である2026年5月1日をもって、NSSからその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. NSSの事前開示書面に関する事項(会社法施行規則第200条第5号)

NSSの事前開示書面は別紙のとおりです。

6. 吸収合併に関する変更の登記をした日(会社法施行規則第200条第6号)

2026年5月1日

7. その他吸収合併に関する重要な事項(会社法施行規則第200条第6号)

合併契約書締結日以降、スマレジおよびNSS共に、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておらず、開示すべき重要な事項は生じていません。

以上

吸収合併に関する事前開示書面

2026年2月27日
株式会社ネットショップ支援室

2026年2月27日

大阪府中央区本町四丁目2番12号
株式会社ネットショップ支援室
代表取締役 竹澤 洋一

吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

当社(以下「消滅会社」といいます)は、株式会社スマレジ(以下「存続会社」といいます)との間において、2026年5月1日を効力発生日とする吸収合併(以下「本吸収合併」といいます)を行い、存続会社が消滅会社の権利義務全部を承継して存続し、消滅会社は解散することとしましたので、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項を以下のとおり開示致します。

記

1.吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2.合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3.新株予約権の対価の定めに関する事項

消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

4.存続会社の計算書類等に関する事項

存続会社は有価証券報告書及び半期報告書を近畿財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム(EDINET)」よりご覧いただけます。

5.存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

存続会社には、最終事業年度末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていないことを確認しております。

6.消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

消滅会社は、最終事業年度末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

7.吸収合併が効力を生ずる日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収合併当事者各社の財務状況からして、債務の履行に支障は無いと見込んでおります。

8.事前開示開始日後の前各項目に関する変更事項

上記1.乃至7.の記載事項について、変更が生じた場合には、直ちに開示いたします。

以上

吸収合併契約書

吸収合併存続会社：株式会社スマレジ（以下、「甲」という。）及び吸収合併消滅会社：株式会社ネットショップ支援室（以下、「乙」という。）とは、合併により解散し消滅する乙の権利義務の全部を甲が承継する吸収合併（以下「本件合併」という。）に関し、次のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は吸収合併を行い、甲が乙の権利義務の全部を承継する。

2. 本件合併にかかる甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲

商号：株式会社スマレジ

住所：大阪府中央区本町四丁目2番12号

(2) 乙

商号：株式会社ネットショップ支援室

住所：福井市二の宮二丁目28番38号

第2条（合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、乙の全株式を保有しているため、本件合併に際して、乙の株主に対して、甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

第3条（甲の資本金の額及び準備金の額）

甲は、本件合併に際し、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等として、甲の株式を交付しないため、資本金の額及び準備金の額に変動は生じない。

第4条（効力発生日）

本件合併の効力発生日（本契約において、「効力発生日」という。）は、2026年5月1日とする。

但し、本件合併手続の進行上必要な場合は、甲及び乙が協議したうえで、これを変更することができる。

2. 前項但し書きの場合、乙は、効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日。）の前日までに変更後の効力発生日を公告する。

第5条（合併契約の承認等）

甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約の株主総会の承認を得ないで合併

する。

2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、本契約の株主総会の承認を得ないで合併する。

第 6 条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、それぞれ本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとする。また、その財産に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、あらかじめ甲及び乙が協議したうえで、これを行うものとする。

第 7 条（本契約の変更又は解除）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は、本件合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件合併の目的達成が困難となった場合には、甲及び乙が協議したうえで、本契約を変更し又は解除することができる。

第 8 条（権利義務の承継手続）

乙は、効力発生日において、一切の権利義務を甲に引き継ぎ、甲は、これを承継する。

第 9 条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議したうえで、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲および乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2026 年 2 月 13 日

甲 大阪市中央区本町四丁目 2 番 12 号
株式会社スマレジ
代表取締役 宮崎 龍平

乙 福井市二の宮二丁目 28 番 38 号
株式会社ネットショップ支援室
代表取締役 竹澤 洋一